

令和6年度上半期随意契約【設計・調査・測量】

(円)

No.	発注所属	契約の名称	根拠条項	随意契約によることとした理由	請負業者商号	契約締結日	契約金額
1	資産税課	令和6年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その1）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	株式会社佐藤アセットプランニング	令和6年6月24日	1,101,870
2	資産税課	令和6年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その2）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	株式会社共立鑑定所	令和6年6月24日	1,108,800
3	資産税課	令和6年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その3）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	永瀬不動産鑑定事務所	令和6年6月24日	1,088,010
4	資産税課	令和6年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その4）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	有限会社みづほ不動産鑑定	令和6年6月24日	1,094,940
5	資産税課	令和6年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その5）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	上杉不動産鑑定事務所	令和6年6月24日	1,101,870
6	資産税課	令和6年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その6）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	小暮不動産鑑定事務所	令和6年6月24日	1,081,080
7	資産税課	令和6年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その8）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	株式会社赤熊不動産鑑定所	令和6年6月24日	1,060,290
8	資産税課	令和6年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その7）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	岩崎総合鑑定株式会社	令和6年7月3日	1,067,220
9	都市計画課	令和6年度上尾市都市計画基本図等作成業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社パスコ さいたま支店	令和6年7月9日	8,360,000
10	建築安全課	指定道路図等作成業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社パスコ さいたま支店	令和6年9月26日	1,606,000
11	開発指導課	開発許可情報データ統合型GIS登録業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社パスコ さいたま支店	令和6年6月5日	8,085,000
12	建設管理課	道路台帳整備業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社パスコ さいたま支店	令和6年8月1日	21,780,000
13	下水道施設課	公共下水道台帳作成業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社パスコ さいたま支店	令和6年8月30日	8,250,000

※「契約金額」は消費税を含む額です。